

京都市教育扶助資金給付規則を廃止する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第150号

京都市教育扶助資金給付規則を廃止する規則

京都市教育扶助資金給付規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による廃止前の京都市教育扶助資金給付規則（以下「廃止前の規則」という。）第7条第2項の規定により教育扶助資金の給付を受けた者については、廃止前の規則の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)